

III 底質

海面埋立等に利用する水底土砂については以下に示す基準値が定められています。

1 水底土砂に係る判定基準

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年2月17日 総理府令第6号）

（最終改正：平成29年6月12日 環境省令第15号）抜粋

項	目	基	準	値
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと		
2	水銀又はその化合物	検液 1L につき	0.005	mg 以下
3	カドミウム又はその化合物	検液 1L につき	0.1	mg 以下
4	鉛又はその化合物	検液 1L につき	0.1	mg 以下
5	有機りん化合物	検液 1L につき	1	mg 以下
6	六価クロム化合物	検液 1L につき	0.5	mg 以下
7	砒素又はその化合物	検液 1L につき	0.1	mg 以下
8	シアン化合物	検液 1L につき	1	mg 以下
9	ポリ塩化ビフェニル	検液 1L につき	0.003	mg 以下
10	銅又はその化合物	検液 1L につき	3	mg 以下
11	亜鉛又はその化合物	検液 1L につき	2	mg 以下
12	ふっ化物	検液 1L につき	15	mg 以下
13	トリクロロエチレン	検液 1L につき	0.3	mg 以下
14	テトラクロロエチレン	検液 1L につき	0.1	mg 以下
15	ベリリウム又はその化合物	検液 1L につき	2.5	mg 以下
16	クロム又はその化合物	検液 1L につき	2	mg 以下
17	ニッケル又はその化合物	検液 1L につき	1.2	mg 以下
18	バナジウム又はその化合物	検液 1L につき	1.5	mg 以下
19	有機塩素化合物	試料 1kg につき	40	mg 以下
20	ジクロロメタン	検液 1L につき	0.2	mg 以下
21	四塩化炭素	検液 1L につき	0.02	mg 以下
22	1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき	0.04	mg 以下
23	1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき	1	mg 以下
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき	0.4	mg 以下
25	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき	3	mg 以下
26	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき	0.06	mg 以下
27	1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき	0.02	mg 以下
28	チウラム	検液 1L につき	0.06	mg 以下
29	シマジン	検液 1L につき	0.03	mg 以下
30	チオベンカルブ	検液 1L につき	0.2	mg 以下
31	ベンゼン	検液 1L につき	0.1	mg 以下
32	セレン又はその化合物	検液 1L につき	0.1	mg 以下
33	1,4-ジオキサン	検液 1L につき	0.5	mg 以下
ダイオキシン類		検液 1L につき	10	pg 以下

2 判定基準に係る有害物質以外の有害物質等

廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な事項を定める件（平成 17 年 9 月 22 日 環境省告示第 96 号）
（最終改正：平成 28 年 1 月 29 日 環境省告示第 15 号）抜粋

項 目	判 断 基 準 と す る 濃 度
クロロフォルム	検液 1L につきクロロフォルム 8mg 以下
ホルムアルデヒド	検液 1L につきホルムアルデヒド 3mg 以下